

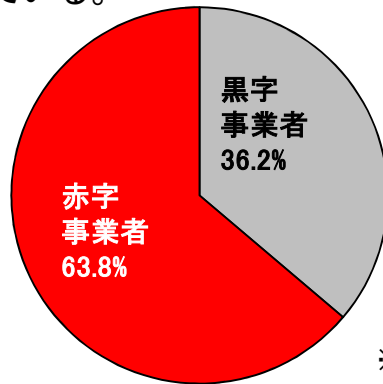
都道府県の条例に定める乗合バス車両の取得に係る非課税措置の延長 (自動車取得税)

地域住民の日常生活に不可欠な足としてバス路線を維持し、公共的使命を果たすとともに、高齢者や障害者をはじめとする誰もがアクセスしやすい公共交通機関としての役割の維持や環境にやさしい交通体系の構築を促進するためには、老朽化した乗合バス車両の早期代替が重要である。

・輸送人員の減少 ・景気低迷 ・燃料価格の高止まり 等
⇒バス事業者の経営は厳しい状況

乗合バス事業者の収支状況

乗合バス事業者の6割強が赤字事業者となっている。



※平成28年度



車両
代替
を促進



路線維持

バリアフリー化

環境性能向上

車両価格1,700万円の場合
自動車取得税【減税額】約31万円

要望の結果

地域住民の生活の足として必要不可欠な公共交通機関であるバス交通を確保・維持・改善するため、都道府県の条例に定める路線（住民生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難なもの）の運行の用に供する乗合バス車両の取得に係る自動車取得税の非課税措置を令和3年3月31日まで延長する。（自動車取得税の廃止後は、自動車税の環境性能割の特例措置として措置）